

美祢市猫の適正飼養等ガイドライン

～人と猫が共存できるまちづくりを目指して～



令和 8 年 4 月

美祢市

目次

1 ガイドライン策定の背景	…1
2 猫の分類	…1
3 猫の習性	…2
4 猫を飼う人、猫に接する人のルール	…2
5 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）に接する人のルール	…5
6 迷惑防止策	…6
7 野良猫を増やさないためのそれぞれの役割	…7
8 参考資料	…9

1 ガイドライン策定の背景

近年、ペット、特に飼い猫の不適正な飼養や捨て猫等によるふん尿などの被害、野良猫の増加等様々な問題が深刻化してきており、その対策は全国的な課題となっていますが、本市も例外ではなく、市民の皆様から毎年多くの苦情や相談が寄せられています。

猫の適正飼養については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に沿って、これまでも問題の原因者に対するお願いを行うとともに、飼い主等の適正飼養やマナーの向上に向けた啓発活動を行ってきました。

しかしながら、動物愛護の解釈や猫の接し方は人によって様々で、各人が「かわいそうだから」、「かわいいから」という理由で近隣住民や周辺環境への配慮をせずに猫に接した結果、野良猫の増加、ふん尿による被害等のトラブルに発展するケースが増加しているのが現状です。

猫の平均寿命は、飼い猫が15歳前後、野良猫は5年以下と言われていますが、猫は年に数回発情期が訪れ、交尾したメス猫はほとんどが妊娠するといわれています。また、妊娠すれば、一度の出産で4～8匹出産するため、何らかの対策を取らなければトラブルは増加する一方です。

また、本市において、多数の猫が道路等で車にひかれるなどして命を落としていることなどを考え併せれば、改めて動物愛護とは何かを考える必要があります。

本ガイドラインは、こうした課題を解決し、県の動物愛護管理推進計画においても計画の目的とされている「人と動物との調和のとれた快適な暮らしづくり」を実現するため、地域、市民及び行政が担うべきそれぞれの役割のもと、飼い猫の「屋内飼養」や適切な「繁殖制限措置」などの『適正飼養』の一層の啓発・推進に寄与すること、及び「特定の飼い主のいない猫」によってもたらされる問題についても、市民と行政との協働により問題解決に取り組むことが必要との認識に立ち、「人と猫が共存できるまちづくり」実現への一助となることを目指して策定しました。

2 猫の分類

現在、私たちの周りには猫は下記のとおり分類されます。

(1) **飼い猫**： 特定の飼い主が所有の意思を持ち飼養している猫

① **内猫**： 屋内飼養されている猫

② **出入り自由猫**： 飼い猫のうち、屋外への出入りを自由にして飼養されている猫。

首輪等を付けていない場合は屋外では周辺の人から野良猫と誤認される可能性があります。また、適正飼養されていないと野良猫化する恐れがあります。

③ **外猫**： 飼い猫のうち、屋外のみで飼養されている猫。首輪等をしていない場合、屋外では周りの人から野良猫と誤認される可能性があります。また、適正飼養されていないと野良猫化する恐れがあります。

(2) **飼い主のいない猫**：特定の飼い主が不在で、屋外で生活する猫

- ① **野良猫**：特定の飼い主がおらず、地域に住み着いて誰にも管理されていない猫
- ② **地域猫**：特定の飼い主はいるが、地域の合意のもとで管理（エサやり・掃除・避妊去勢手術）されている猫

3 猫の習性

- (1) **運動**：広さよりも上下運動を好む動物であるため、高さを使った立体的な運動ができれば、室内飼養しても問題ありません。
- (2) **性質**：とても繊細で急激な環境の変化、突然の大きな音などを嫌います。動く物に素早く反応し、飛びかかる習性を持っています。
- (3) **なわばり**：半径 250～500m程度の縄張りを持っています。
- (4) **トイレ**：乾いたやわらかい土や砂地を好み、ほぼ同じ場所でトイレをします。
- (5) **食べ物**：基本的に肉食です。人間とは必要とする栄養素が異なります。
- (6) **夜行性**：本来は夜行性のため、夜中から明け方にかけて活発に行動しますが、飼い猫は飼い主のリズムに合わせて行動が変化します。
- (7) **マーキング**：自分の存在を自分以外に知らせるため、臭いなどを生活する様々な場所に残す行動を行います。
 - ① **擦り付け**：顔やわき腹などを擦り付ける行動は、安心や親愛の情を示していると考えられています。
 - ② **つめとぎ**：単に爪を研ぐだけでなく、視覚的マーキング（爪で傷をつける）と臭覚的マーキング（分泌される臭いをつける）を同時に行っています。
 - ③ **尿スプレー**：縄張りの主張や不安を感じた時に示すものです。
- (8) **グルーミング**：体をなめたりする動作は獲物に臭いで感づかれないための習性です。
- (9) **繁殖**：生後 6 ヶ月程度で生殖能力を備えます。通常、オスはメスの発情に誘われて発情します。メスは年に数回妊娠し、1 回に 4～8 匹出産します。交尾によりほとんどが妊娠し、妊娠期間は約 2 ヶ月です

4 猫を飼う人・接する人のルール

(1) 猫を飼う人のルール

飼い主の責務や飼養管理等に関するルールは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」や、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年環境省告示 37 号）」などにより定められています。猫を飼うに当たっては、こういったルールをよく確認し、最後まできちんとルールを守りながら飼うことができるか、しっかりと考えたうえで飼うようにしましょう。

(2) 猫を飼うための心構え

- 今の住居は猫が飼える環境ですか？
- 室内飼いができますか？
- 猫の生態や病気について知っていますか？
- 家族の皆さんの同意を得ていますか？
- 毎日猫のお世話がきちんとできますか？
- 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？
- 猫の寿命とその間のあなたの生活について考えてみましたか？
- 猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？
- 万が一、猫が飼えなくなったときの引受先は考えていますか？

(3) 終生飼養の責務

飼い猫の平均寿命は**15年前後**とされています。猫を飼おうとする場合は、自分たちの年齢や生活環境、ライフスタイル等を考慮し、終生飼養ができるかよく考えましょう。

居住環境や周辺の生活環境に配慮し、愛情と責任をもって終生にわたり飼養できる適切な匹数の範囲で飼養しましょう。

動物愛護管理法第 44 条では、「**愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に、また、虐待、遺棄等を行った者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。**」と定められています。

(4) 室内飼いに努める

猫の屋外飼養や、出入り自由な状態での飼養は、猫の失踪や野良猫化につながり、野良猫の増加の原因となっています。屋外でエサを与えたまま片づけずに放置すると、野良猫やカラス等を寄せ付け、近隣トラブルの原因となります。屋内で飼養することで、ふん尿被害による近隣の生活環境への被害を抑制し、近隣トラブルを未然に防ぐことができます。

また、路上等で多くの猫が車に轢かれて命を落としています。屋内飼養はこうした交通事故等の危険からも守ることができます。

さらに、国立感染症研究所の報告によれば、近年、「**重症熱性血小板減少症候群（SFTS）**」が犬や猫から人へ感染し、飼い主などが、発熱、関節痛、頭痛、下痢等の症状を発症する事例が増加している旨が指摘されています。犬や猫が SFTS に感染する原因は、主に外でマダニに噛まれることによるものであるため、飼い主は、猫が屋外でマダニに噛まれないためにも、室内飼いに徹することが重要です。

(5) 繁殖制限

動物愛護管理法第37条では、「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。」と定められています。繁殖で数が増え適正飼養ができない場合は、それ以上繁殖で数が増えなくするために、避妊・去勢手術を行いましょう。

(6) 所有者明示

飼い主は、自分の猫であることが判る措置（明示措置）をしましょう。明示措置がないと、迷い猫となった場合の発見は、一層困難になります。また、野良猫と間違えられて、辛い目にあってしまう可能性もあります。

明示措置は、首輪に名札を付けたり、マイクロチップ※を使用したりする方法があります。既にマイクロチップを使用している場合でも、外観でわかる物を併用しましょう。

※ マイクロチップとは

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。マイクロチップは、犬猫の皮下に埋め込まれる直径2mm長さ12mm程度の電子標識器具で、15桁の固有の番号が登録されています。

(7) 近隣への配慮

猫の習性等を十分理解するとともに、飼い主として責任を自覚し、愛情をもって終生飼養に努めましょう。社会には猫が嫌いな人や猫の毛やふけ等にアレルギー反応を起こす人もおり、猫に関する苦情が人間関係に悪影響を及ぼすことがあります。自己満足により、他人に迷惑をかけたりすることのないよう、自分の都合や言い分ばかりを主張せず、周辺地域の人々の立場を尊重し、細心の注意を図り飼養するよう心がけましょう。

(8) 健康管理

毎日の世話を通じて、猫の様子や飼養環境を観察しましょう。食欲、動作などに異常がないか気を配り、異常を感じた場合は早めに獣医師に相談しましょう。また、猫にも感染症や生活習慣病など、たくさんの病気があります。猫の状態を確認するためにも定期的な健康診断や各種予防接種をすることも大切です。

(9) 災害時の避難

地震や水害などの災害が起きたとき、人と同じように動物も被災します。避難場所には多くの方々が家族の一員である動物と一緒に避難してきますが、避難所では動物が嫌いな方や動物の毛などによるアレルギーの方などと共同生活することになりま

す。避難所で飼い猫が人の迷惑にならないよう日頃からの準備が必要です。

○迷子にならないよう迷子札やマイクロチップを装着しましょう。

○安全に避難するためには、周りへの配慮も必要となるので、ケージに入ることに慣れさせるよう、しつけを行いましょう。

○災害時の持ち出し品は優先順位をつけ、健康や生命にかかわるものは最低5日分（できれば7日分）用意しましょう。また、ケージやペットシートなどペットに必要なものはすぐに持ち出せるよう準備しましょう。

○災害時のペットとの避難は「同行避難」が原則です。各避難場所が飼い犬や飼い猫を連れての避難が可能か、事前に確認をしておきましょう。また、緊急時に飼い猫を預かってくれる場所を確保しておくことも重要です。

5 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）に接する人のルール

飼い主から捨てられたり、無秩序に生まれた猫など、不適切な飼養が原因で生息している猫が市内にはいます。

こういった猫たちを「かわいそう」と思う人がいると思いますが、その気持ちだけで無責任にエサやりをすることにより、結果的にその地域の猫の数が増加し、近隣トラブルや苦情の原因となります。

責任と自覚のない無責任なエサやりは、人に迷惑をかけ、また猫を不幸にします。

(1) 飼い主のいない猫へのエサやり

生き物の命を大切にすることは大切ですが、飼い主のいない猫に無責任にエサを与えるだけの行為は、悪臭や害虫の発生、ふん尿被害など周囲に迷惑を掛けることとなるほか、望まれない命を増やすことにもつながります。

訴訟により損害賠償を命じられた事例もありますので、エサを与える場合は、ふん尿の始末や食べ残しの片づけなど、近隣の住民に迷惑を掛けない対策も同時に行う責任が伴うことを認識しましょう。

(2) 地域猫活動やTNR活動※で人と猫の共存をめざすために

① 近隣住民への説明及び理解を得る

事前に近隣住民や地域等へ活動内容を説明して理解を得ましょう。

近隣住民の理解なしに迷惑をかけてしまうような行動は継続が難しく、結果として猫にとって最も残酷な結果を招くこととなります。理解を得るには、グループや地域内での役割分担を明確にし、責任の所在を明らかにすることも重要です。

② エサ場の設置、適正管理

近隣住民等の理解を得て、近隣住民の生活に支障のない場所を決め、その場所以外ではエサを与えないようにしましょう。猫は1日1回のエサでも大丈夫な動物です。決めた時間に食べきれぬ量を与え、食べ終わるのを待ってから容器を回収し、清掃を実施しましょう。エサを置きっぱなしにすると、不衛生な状態になるだけでなく、

カラスやハトのエサとなり周辺を汚したり、他の猫を呼び集めたりするなど住民間のトラブルの原因となります。

③ 排泄場所の設置、適正管理

近隣住民等の理解を得て、近隣住民の生活に支障のない場所で、エサ場の近くにトイレを確保しましょう。排泄物は速やかに始末し、常に清潔にするように心がけるとともに、排泄場所付近のごみやふん等は積極的に始末し、周辺美化に努めましょう。

④ 避妊・去勢手術の実施及び耳先V字カットの実施

世話できる匹数を保持し、今以上に匹数が増えないように避妊・去勢手術を実施しましょう。これにより、発情期のケンカや鳴き声が少なくなり、尿の臭いが薄くなるといわれています。また、避妊・去勢手術をした個体は、耳のV字カットで判別しやすいようにしましょう。

⑤ 新しい飼い主探しに努める

最終目標は全ての猫に新しい飼い主を提供することです。飼い猫として責任をもって飼養してくれる新たな飼い主を捜す努力をしましょう。

※ TNR活動とは？

①猫を捕獲する (Trap)

②不妊・去勢手術を施す (Neuter)

③猫が生活していたもとの地域へ戻す (Return)

の頭文字をとったもので、野良猫の数を今まで以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的としています。

6 迷惑防止策

猫が家の敷地に入ってこない方法として、一般的に効果があるといわれている方法を下記のとおり示しています。いろいろな方法を試して効果がある方法を見つけてください。すぐに効果がなくなるものもありますが、根気強く繰り返し試しましょう。

ごみ処理	確実に処理して、荒らされないようにする
網やネット	猫が入らないように網やネットなどで進入路を防ぐ
猫よけシート	シート（突起のついた）を使って侵入を防ぐ
超音波発生器	超音波発生器
センサー感知式機器	センサー感知式の機器により、猫が通過する瞬間にブザーが鳴ったりエアを噴射したりする
遠隔操作ブザー	遠隔操作のブザーを使用し、猫が通過する瞬間にブザーを鳴らす
猫専用忌避剤	ペットショップ、スーパー等で販売している忌避剤を散布する
ナフタリン、樟脳	吊るしたり、埋めたりする

たばこの吸い殻の浸し液	吸殻をほぐして水に浸し、散布する
コーヒーかすや茶殻	散布する
にんにくやとうがらし	細かく切ってまく
食用酢・木酢液	散布するか、空き缶等に入れて置く
米のとぎ汁	研ぎ始めの濃い汁を散布する
柑橘類の皮や香辛料	柑橘類の皮や香辛料をまく
ハーブ類、レモングラスを植える	ハーブ類、レモングラスを植える
ゼラニウム	ゼラニウムの鉢植えを置く
大きな石や尖った石	大きめの石を通路に置いたり、尖った石をまいたりする
水をまく	猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく
水鉄砲等	できるだけ人の姿を見せないように水をかける
枯れ枝	枯れ枝を一面にまく
ガムテープ	ガムテープを輪（粘着面を外側）にして通路等に置く
割りばし	割りばしを通路や花壇等に立てて置く

7 野良猫を増やさないためのそれぞれの役割

(1) 市民

① 猫を飼っている人

猫の飼養にあたっては、屋内飼養、避妊・去勢手術の実施など地域に迷惑がかからないよう次のことを守りましょう。

- 屋内飼養を徹底
- 最後まで責任もって飼養する
- 不妊・去勢手術を実施
- 迷子札やマイクロチップなど所有者明示をする
- 適切に飼養できる数の飼養

② 野良猫にエサをあげている人

生き物の命を大切にしてお気持ちは大切ですが、「かわいそうだから」と無責任にエサを与えるだけの行為は、置きエサによる悪臭や害虫の発生、ふん尿被害など周囲に迷惑をかけることとなるほか、望まれない命を増やすことにつながります。

命を気遣う行為には責任と労力も伴います。与え放しの無責任なエサやりは、かえって猫を取り巻く環境を悪くしてしまいます。エサを与える場合は、エサを与えつつ、周囲の迷惑にならない排泄場所を確保し、ふん尿の始末を行うとともに、繁殖を防ぎ数を減らして猫による被害と望まれない命の誕生を防ぐことも必要です。そのためにも、避妊・去勢手術を確実にを行い、猫による環境被害を軽減させるため、周辺環境の美化活動を行うなど、責任を持った行動に努めましょう。

③ 野良猫に困っている人

猫を処分する目的で捕獲することは法律で禁止されています。排除しようとするだけでなく、猫が命あるものとして尊重して頂き、地域で行う飼い主のいない猫を減らしていく活動（地域猫）への御理解と御協力をお願いします。

（2）地域猫活動やTNR活動をされる方

地域猫活動を円滑に進めるために役割を明確にしておきましょう。

○地域でよく話し合い、地域のトラブルの状況を把握

○地域猫の趣旨を十分に理解し、地域の活動実施に関する関係者の理解と同意が得られるようにする

○地域猫活動が周辺住民の方に受け入れられるよう周知する

○地域の中で実際に猫の世話をしている人たちを中心に、趣旨を賛同する住民や地域猫活動の知識を持つ住民などの協力を得て活動を進める

○地域で活動のルールや担当する人を決め、地域全体の問題としてできるだけ多くの人がかかわり、活動が継続できるように協力する

（3）行政

猫の適正飼養に係る周知啓発を行うとともに、猫によるトラブルの相談等、地域の求めに応じて猫の飼い主やその地域の中で世話をしている住民に、飼養方法に関する助言やマナーの遵守等をお願いを行ったり、地域猫活動やTNR活動への支援を行います。

8 参考資料

(1) 関係法令

＜動物の愛護及び管理に関する法律＞

第二十五条第1項

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第三十七条

犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四十四条

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

上記法令のとおり、指導や助言の権限は都道府県知事にあることから、猫に関する苦情があった場合には、県職員（保健所）に帯同して現地に伺うことがあります。

(2) 猫の飼養（飼い主のいない猫への無責任なエサやりを含む）に関連する判例

●損害賠償請求事件（平成27年9月17日 福岡地方裁判所判決）

野良猫にエサを与え続けていた女性に対し、ふん尿で自宅の庭が汚されたなどとして、約160万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。裁判官は、野良猫を愛護する思いに配慮しつつも、「エサやりの中止や屋内飼養を行うべきだった」とし、「近隣住民への配慮を怠り、生活環境を害した」とし、エサを与え続けていた女性に慰謝料を含む約55万円の支払いを命じました。

●猫へのエサやり禁止等請求事件（平成22年5月13日 東京地方裁判所立川支部判決）

タウンハウスの入居者が複数の猫に継続的にエサやりを行い、フン尿等による被害を生じさせたことは、他の入居者の共同の利益に反し、タウンハウスの規約にも違反するとして、エサを与え続けていた者に対し、タウンハウスの敷地内での猫のエサやり行為の中止とともに慰謝料を含む損害金の支払いを命じました。

●損害賠償等請求事件（平成15年6月11日 神戸地方裁判所判決）

野良猫へのエサやりにより多数の猫が集まり、ふん尿の悪臭などを与えた事案で、「野良猫のふん尿により猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、野良猫のエサやりを中止すべきであり、エサやりを続ける行為は、野良猫による被害が受忍限度を超えるものである以上は違法であるというべきである。」として、エサやりを行っていた住民に、猫のふん尿被害に対する慰謝料 40 万円を含む計 150 万円の支払いを命じました。

「美祢市猫の適正飼養等ガイドライン」

発行 令和 8 年（2026 年）4 月

編集 美祢市市民福祉部生活環境課

〒759-2212 美祢市大嶺町東分 315 番地 11

TEL 0837-53-1090

FAX 0837-53-1099

e-mail kankyou@city.mine.lg.jp